

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070040	低炭素社会推進「農畜国機関への所轄区域見直し」(福岡県吉富町からの要望)	国税局の名称、位置及び管轄区域(財務省組織令第96条) 税務署の名称、位置及び管轄区域(財務省組織規則第544条、第577条、別表第9及び別表第10)	国税局(国税事務所)及び税務署の具体的な管轄区域については、財務省補令及び財務省組織規則において定められており、国税についての各種申告書等は納税地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされている。	国機関の管轄区域については、一定条件を満たしている場合には、所轄区域を見直し、農畜の国機関の利用を可能とする。(吉富町では、隣県大分県中津市に所在する法務局支局、簡易・家庭裁判所、税務署)	国機関について、現在定められている所轄区域より近接する国機関がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向上と交通の低炭素化の推進が図られる。具体的には、国機関の管轄は県域や行政区割で定められており、必ずしも農畜とはなっていない。農畜の機関を所轄機関とするなど、国民が国のサービスを効率的に享受でき、また交通に係る省エネルギー化が図られる。	C	II、III	御提案の内容については、 ・ 国税局及び税務署の管轄区域は、税務運営が国税と地方税一体で行われていることを踏まえ、これに対応する形で、すべて都道府県の行政区域に沿った形で設定されていること(現状において、都道府県の行政区域を越えて管轄を設定している例はない) ・ 今回のような特例を認めれば、全国各地において同様の管轄変更を行う必要が生じ、仮にこのような変更を行った場合には、現在国と地方が一体で行っている税務運営に実務上の混乱をきたすおそれ考えられること から、吉富町において確認される実情のみをもとに、周辺税務署の管轄を変更することは困難である。 また、仮に吉富町を大分県下の中津税務署の管轄とした場合には、所轄国税局が福岡国税局から熊本国税局に変更となり、国税局に対する個別照会等を必要とする場合には、国税局までの移動にこれまで以上の時間を要することとなることにも留意が必要である。 なお、一般的な税務相談については、電話相談センターでこれを受け付けるとともに、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請等の各種申請・届出については、税務署に遠くなく、インターネット(e-Tax(国税電子申告・納税システム))を通じて自宅等から申告を行うことが可能であり、国税庁としては、このような施策を通じて、更なる納税者利便の向上に向けて取組んでいるところである(税理士への委任によるe-Taxを通じた申告、郵送による申告も可能)。		0032010	吉富町	福岡県	財務省
070051	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	法人税法	-	※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを促進する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型(企業研究)におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としない寄付行為を可能とする。)(反対給付にかかわる規制の緩和) 2) ウータイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 【具体的内容】 ③ 寄付金の全額損金算入(法人税)	研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを促進する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型(企業研究)におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としない寄付行為を可能とする。)(反対給付にかかわる規制の緩和) 2) ウータイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 【具体的内容】 ③ 寄付金の全額損金算入(法人税)	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二議議いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0035032	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	財務省
070061	成長戦略拠点特区制度の創設	法人税法	-	従来からの都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な促進措置を実施する。 【具体的内容】 ① 租税特別特区の創設	従来からの都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な促進措置を実施する。 【具体的内容】 ① 租税特別特区の創設 ① 法人税など国税・地方税の減免などを「租税特別特区」 ② 日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③ 都市計画や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 (提案理由) 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二議議いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	成長戦略拠点特区	0041010	大阪市	大阪府	財務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
070062	成長戦略拠点特区制度の創設	-	-	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要な地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。 【具体的内容】 ② 金融支援特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 (提案理由) 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を確保するため、都市戦略上重要な地区において、アジア圏で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	C	-	大阪市の具体的提案の詳細は不明であるが、仮に予め特定の地域のみを対象として国の財政支援を前提とした無利子・低利子貸付等の制度を法改正等によって設けるという提案であれば、公平性の観点や政策上の必要性等について、地域振興と所管する省庁及び関係府庁において慎重な検討が必要。 なお、日本政策投資銀行は、平成20年10月に株式会社化し、貸付金利等の条件は、同行の判断で設定することとなったことから、政府が同行の貸付条件等に関与することはできない。 ただし、内閣府所管の地域再生支援利子補給金制度により、地域再生に資する事業の実施者が当該事業を実施するための資金を指定金融機関から借り入れる際には利子補給金が支給されると聞いている。	成長戦略拠点特区	0041011	大阪市	大阪府	財務省 国土交通省 内閣府	
070071	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の優先投入	法人税法	-	【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、競争を激める他国の「バイオクラスター」との競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのすば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我が国においては、各府庁ごとの個別法(企業立法法等)等による支援の地は、自治体で独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不十分。 ③解決策 彩都地区及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられた。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	彩都地区等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	Z	I	1. 新設権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	国際バイオクラスター・の創生・先進医療等の開発促進	0043011	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省
070080	バイオベンチャー・中小医療機器企業に対する投資促進税制の創設	法人税法	-	製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発促進とバイオベンチャー等への投資促進税制の創設	①現状 世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望ベンチャーに相次いで出資・買収を進めている)。一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長いため、研究開発費用の調達が困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない) ②問題点 製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制・基礎研究費の12%の額を法人税から控除)などがあるものの、製薬企業等が国内のバイオベンチャーに研究開発目的で投資する場合には税制上のインセンティブがない。 ③解決策 製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の用途用される研究開発促進税制と同様に、投資額の一一定率の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。 ④効果 バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に晒される我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が防ぐ。国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。	製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発促進とバイオベンチャー等への投資促進税制の創設	Z	I	1. 新設権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	国際バイオクラスター・の創生・先進医療等の開発促進	0043020	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
070091	急速充電設備の特別償却制度等の創設	法人税法	-	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や資金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インチャルコストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町料の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や資金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インチャルコストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町料の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとするため、政策税制の導入の是非については、税額の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0043040	大阪府	大阪府	財務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
070101	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税率の軽減措置、助成制度の創設	法人税法	-	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの大都市が有するよう強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの大都市に流出。 ②問題点 アジアの大都市とコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不同課税、誘致補助金)だけでは、アジアの大都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特別措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとするため、政策税制の導入の是非については、税額の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	外国企業の拠点立地促進によるアジアビジネスの強化	0043081	大阪府	大阪府	財務省 財務省 経済産業省
070110	航空機燃料税の減免	航空機燃料税法第3条、第4条、第11条 航空機燃料課税と税法第1条、第7条	航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に対し、26,000円/kℓで課税されている。 税収の使途は、11/13は特別会計に関する法律に基づき国の空港整備費に充てられ、2/13は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として課与されている。	現行法で規定されている国内線の航空機の給油に課せられる航空機燃料税について、一定の要件を満たしている場合には、減免とする。 ①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航都市、便数はピーク時(1996年9月)33都市・83便/日から2010年2月時点で7都市・37便/日にまで減少し、国内各地と国外各地を結ぶ内陸継機能低下している。 ②問題点 現行の航空機燃料税法では、各航空会社は国内線に供する航空機に積み込んだ航空機燃料について航空機燃料税(26,000円/kℓ)が課せられており、航空会社にとって大きな負担となっている。 なお、航空機燃料税は、13分の11が空港整備特別会計の財源に充てられ、残り13分の2は、航空機燃料課税と税として、空港関係地方公共団体に交付され、騒音対策等の空港対策に充てられている。 ③解決策 関西国際空港で国内線を就航している航空会社の運航コストを引き下げ、国内線就航を促進するために、航空機が関西国際空港で燃料を積み込む場合に限り、航空機燃料税の優遇措置を行うことにより、航空会社の運航コストを軽減する。具体的には、航空機燃料税のうち、空港整備特別会計に繰り入れられる部分(13分の11)を免除する。なお、空港周辺整備に充当されている部分(13分の2)については、引き続き空港周辺整備が推進されるよう免除しないものとする。 ④効果 これにより、関西国際空港の周辺整備を後退させることなく、国内航空会社の運航コストの軽減を可能にすることで、同空港の国内線就航を促進につなげ、関西国際空港の内陸継機能の強化を図り、同空港のハブ化を促進する。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航都市、便数はピーク時(1996年9月)33都市・83便/日から2010年2月時点で7都市・37便/日にまで減少し、国内各地と国外各地を結ぶ内陸継機能が低下している。 ②問題点 現行の航空機燃料税法では、各航空会社は国内線に供する航空機に積み込んだ航空機燃料について航空機燃料税(26,000円/kℓ)が課せられており、航空会社にとって大きな負担となっている。 なお、航空機燃料税は、13分の11が空港整備特別会計の財源に充てられ、残り13分の2は、航空機燃料課税と税として、空港関係地方公共団体に交付され、騒音対策等の空港対策に充てられている。 ③解決策 関西国際空港で国内線を就航している航空会社の運航コストを引き下げ、国内線就航を促進するために、航空機が関西国際空港で燃料を積み込む場合に限り、航空機燃料税の優遇措置を行うことにより、航空会社の運航コストを軽減する。具体的には、航空機燃料税のうち、空港整備特別会計に繰り入れられる部分(13分の11)を免除する。なお、空港周辺整備に充当されている部分(13分の2)については、引き続き空港周辺整備が推進されるよう免除しないものとする。 ④効果 これにより、関西国際空港の周辺整備を後退させることなく、国内航空会社の運航コストの軽減を可能にすることで、同空港の国内線就航を促進につなげ、関西国際空港の内陸継機能の強化を図り、同空港のハブ化を促進する。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとするため、政策税制の導入の是非については、税額の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを二議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	航空の高コスト構造の改善とエアラインによる機体強化	0043100	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 事 項 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070120	内航フィーダーの強化	石油石炭税法第3条第4条、第9条	石油石炭税は、採掘場から移出され、又は保税地域から引き取られる原油、輸入石油製品、ガス脱硫化水素又は石油、炭に対して課税されており、原油及び輸入石油製品に対する税率は2.040円/kgとなっている。	内航フィーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特例措置と内航海運暫定措置事業の納付金制度の廃止を求める。	①現状 わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港湾発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港数は増加する一方、わが国港湾への寄港数は減少している。 現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1～2港選定することしており、国内においては阪神港がその役割を担うために、瀬戸内海諸港から海外トランシップされている貨物を取り、欧米との基幹航路を維持・確保することが重要である。 ②問題点 海外トランシップ化が進捗する一因として、外航フィーダー船との価格競争が挙げられる。船舶燃料のC重油は、外航フィーダー船は免税油を使用しているが、国内の内航フィーダー船には石油石炭税が課税されている。また、内航船のみ新たな船舶の建造に、納付金が必要であり、これらによって内航フィーダーのコスト面で競争条件が劣っている。 ③解決策 内航フィーダー船の使用する燃料油に対し、石油石炭税を免除する特例措置を講じる。更に、暫定措置事業の納付金制度を廃止する。 ④効果 外航フィーダー船とコストの均一化が図られ、阪神港への集荷カアップに寄与するものと期待される。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとするため、政策税制の導入の是非については、税額の種類まで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるさと」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の廃止に関する基本方針」を定められた。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	効率的な港湾競争と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	0043140	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省
070130	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	関税法第4条第1項第2号	保税工場とは、外国から到着した原材料で保税課税前のものを使用して加工・製造等をすることができる場所として税関長の許可を受けたものである。 保税工場で製造した製品を国内に引き取る場合には、当該製造に使用した原材料に対する課税率を適用して課税を課すこととされている。	地域内製品を国内へ輸入する場と選択課税制度(原材料率と製品税率との有利な選択課税)の創設		Z	—	本要望は、保税工場で製造した製品を国内に引き取る場合の関税率について、製品に対する関税率が原材料に対する関税率より低い場合には、製品に対する関税率を適用することを可能とすること(選択課税制度)を認めて欲しいとするものであるが、これを認めることは、原材料を輸入して製品を製造する国内工場との間の関税の公平性の観点から適当ではなく、また、安価な原料を使用した製品が大量に国内に引き取られることとなれば、関税により本来守られるべき国内産業の保護機能の空洞化を招きかねない。 また、構造改革特区は、規制の特例措置を設け構造改革を進めるものであり、税財源措置を対象とするものではないとして、本要望は保税工場で製造した製品に対する関税率の引下げを要望することにはかならず、構造改革特区の枠組で検討することは適当ではない。 なお、沖縄の選択課税制度は、沖縄の歴史等の特殊事情を考慮して、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的として制定された沖縄振興特別措置法による沖縄振興策の一つとして、他の地域にはない極めて特別な制度として沖縄に限り特例の措置として設けられているものであり、このような特例的な施策を沖縄県以外の地域に適用することは困難である。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0043160	大阪府・関西国際空港㈱	大阪府	財務省
070141	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	法人税法	-	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ① 法人税等の実効税率の引下げ		Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとするため、政策税制の導入の是非については、税額の種類まで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるさと」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の廃止に関する基本方針」を定められた。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0043170	大阪府・関西国際空港㈱	大阪府	財務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
070150	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	関税法第43条の3、第45条	輸入申告をすることなく、外国貨物を保税蔵置場等に3ヶ月を超えて置くこととする場合には、当該外国貨物を輸入し、税関長に申請し、その承認を受けなければならない。なお、輸入申告を行った場合には、当該承認申請は要しない。 また、保税蔵置場等にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から関税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合やあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は除かれる。	保税管理要件の緩和		○(外国貨物を置くこと等の承認制度の撤廃) ①貨物亡失時等における被許可法人の納税義務(責任)の免除	外国貨物を置くこと等の承認制度は、覽せい劑・麻薬・銃砲等の社会悪物品、爆発物等子口関連物資及び食品衛生・動植物検疫物など、国民生活の安全・安心を脅かす貨物の不正輸入を水際で抑制するため、輸入申告をすることなく外国貨物が保税間、保税蔵置場等に置かれることとなる場合に、税関はその貨物の実態を把握する必要があるために設けられている。このため、当該承認を撤廃することは、国民生活の安全・安心を確保する観点から適当でない。 また、外国貨物が亡失等した場合の納税義務は、外国貨物が保税蔵置場等に置かれている間に亡失した場合、当該貨物が関税を納付しないまま国内に流通し、又は保税蔵置場等で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、税負担の公平性を確保し関税を適正に徴収する観点から保税蔵置場の許可を受けた者に対し、関税の納付義務を課しており、これを免除することは適当でない。 なお、沖縄における自由貿易地域においても、当該承認制度の撤廃や納税義務の免除の特例措置は、認められていない。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設 と国際物流拠点(空・港)の一体運営による貿易促進	0043180	大阪府	大阪府	財務省	
070160	都市住民の参加による都市農地(生産緑地)の利用促進	租税特別措置法第70条の6、第70条の6の2	農地等に係る相続税の納税猶予の特例は、農地等を相続等により取得した場合において、自らが営農を継続することを条件に、農業従事者を超える部に対応する相続税について納税を猶予し、当該相続人の死亡等の一定の場合には相続税を免除する措置であり、極めて異例のもの。 なお、市街化区域内農地については、農業相続人が障害等により営農継続が困難となった場合に限り、例外的に買付が可能とされている。	相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地での市民農園利用へ拡大する。	①現状(現行制度等) ・農空間は、食料生産だけでなく、良好な都市環境の創生、防災、健康・レクリエーションなど、多様な公益的機能を有しており、都市の貴重な財産であるが、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化するなど、農空間を取り巻く状況は厳しさを増している。 ・こうした中、市内の市街化区域内の貴重な緑地空間でもある生産緑地については、市民農園として利用したいという都市住民のニーズが高まっている。 ・一方、高齢化や担い手不足等により買付けを希望する農業者もいるにもかかわらず、買値が達さない。 ・このことから、都市住民への市民農園利用を促進することで、農空間の多様な公益的機能を維持・発揮させ、都市部の生活環境の向上を図る必要がある。 ②問題点(阻害要因) ・生産緑地を買付け付けた場合、相続税納税猶予制度が適用されない。(適用されている場合、差支と納税が必要) ・約3割の生産緑地が、既に相続税納税猶予制度の適用を受けている。 ③解決策(実施内容) ・相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地の市民農園利用へ拡大 ④効果 ・身近に農に親しみたいという多くの都市住民のニーズに応えるとともに、市街化区域の貴重な緑地空間でも農空間の保全・確保が図られる。	Z	I	1. 新権様下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税関の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定められました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	グリーン・イノベーション	0043210	大阪府 大阪市	大阪府	財務省 国土交通省
070171	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	-	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	①必現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出量は多種多様になり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設備コストが高くなっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、個人企業は購入価格を法人税の算定において換金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減プロジェクト、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に法人税について、地域を限って購入経費を換金算入できるように、制度改正を求め。 ④低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者のCO2対策を推進することができる。	Z	I	1. 新権様下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税関の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定められました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	低CO2技術普及と拡大による低炭素社会の実現	0043241	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 環境省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
070172	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	-	<p>中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。</p> <p>オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算入(法人税)</p>	<p>①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。</p> <p>また、個々の排出実態は多種多様により、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高額となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。</p> <p>③ 排出量 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。</p> <p>また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を問わず購入経費を損金算入できるように、制度改正を求める。</p> <p>④低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。</p>	Z	I	<p>1. 新権政下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとして、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の廃止に関する基本方針」を定められた。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>	低CO2技術普及 低炭素による低炭素社会の実現	0043242	大阪府	大阪府	財務省 環境省
070180	建物の建替え等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	-	-	<p>低炭素まちづくりを促進する特区を設立した上で、向区内のエネルギー効率の高い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。</p>	<p>①②現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量は1990年度比で26%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の高いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。</p> <p>また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。</p> <p>さらには、公共交通機関の結節点を拠点とした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。</p> <p>③解決策 特定地域における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設 建替え実施への資金支援、税優遇措置(低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新エネルギー省エネ技術等)のレベルに応じた財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施)</p> <p>④効果 こういった要素を併せ持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能となる。</p>	Z	I	<p>1. 新権政下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとして、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の廃止に関する基本方針」を定められた。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>	低CO2技術普及 低炭素による低炭素社会の実現	0043250	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省 環境省
070190	万博記念公園を有効活用できる権限の府への付与	・独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第16条第2項 ・独立行政法人通則法第66条	<p>1. 業務運営等への大阪府の関与について ①独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「万博機構」という)は、その設立して、日本万国博覧会を記念するため、該地を万博記念公園として整備・運営するものであるが、他方、共同出資者である大阪府(出資割合 47%)においては、当該地域における都市基盤整備、災害対策等に係る業務計画内の一環として位置付けられるものであり、地方公共団体の固有業務としても関与を要するものである。</p> <p>②従って、大阪府における行政上の権限と趣向的に万博機構の事業が行われるよう、独立行政法人の運営に関わる以下の重要事項の決定に關しては、法第16条第2項により、財源は大阪府の負担を要するものとなっている。</p> <p>独立行政法人通則法第30条第1項により、業務法審の認可する事項 独立行政法人通則法第29条第1項により、中期目標を定め、又は実施しようとする場合 独立行政法人通則法第30条第1項により、中期計画の認可しようとする場合 独立行政法人通則法第31条第1項により、中期目標期間終了時における業務継続の必要性、報酬の取立等の継続及び業務全般にわたる検討を行った結果に基づき必要な措置を講じる場合</p> <p>③なお、大阪府の意見を聴くことは、公園の地元利用者の声を集約して聴くことであり、財務大臣が万博機構の運営に関する重要事項の決定を行うにあたり有用であると考えられるものである。</p> <p>2. 万博機構の解散について 独立行政法人通則法第66条において、独立行政法人の解散については、別に法律で定められている。</p>	万博記念公園を地域のにぎわいづくり・活性化のために有効活用できる権限を府に付与	<p>①現状 万博記念公園は、エキスポランドの閉園等の影響で近年にぎわいが失われており、地域主権・地域経済の観点から、このストックを有効活用して地域のにぎわいづくり・活性化を進めようとする課題。</p> <p>②問題点 万博記念公園は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が同機構法に基づき、「緑にぎわい文化公園」として一体的に管理運営すると定められており、地域のにぎわいづくりや活性化のために有効活用するという地域の意向が直ちに反映されにくい。</p> <p>③解決策 独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止し、機構廃止後の万博記念公園を府が府営公園として管理する。その際、引き続き良質な公園として維持管理できるように、機構の土地を含む資産を府に承継させるか、または国出資分は府に無償で貸し付けることを民法上にて規定する。また、機構が存在する場合には、万博公園の振興(一)を府が主体的に有効活用できるよう、機構が所有する土地の一部を包括的に管理・利用できる権限(例:包括的管理権、借地権、管理運営委託、土地借戻等)を府に与える。</p> <p>④効果 万博公園を府が有効活用し、民間投資による大規模集客施設等の立地を進めることにより、地域のにぎわいづくり・活性化を早期に実現できる。</p>	-	-	<p>【4月20日現在の回答】 独立行政法人については、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直し」に基づき、事務・事業の抜本的な見直しが行われることとなり、万博機構についても、今後の事業仕分けの結果あるいはその結果を踏まえた独立行政法人全体の見直しの中で、組織のあり方等についての検討が行われることとなる。したがって、4月に予定されている事業仕分けの結果を踏まえて回答させていただきます。</p> <p>ただし、今後の大阪府からの要望については、以下のような問題点がある。</p> <p>① 万博機構を廃止することを前提とした大阪府の提案については、国は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の閉会後、大阪府より跡地の約1/2を有償取得(約83億円)しており、これを万博機構の前身である認可法人日本万国博覧会記念協会へ現物出資。現在の万博機構への出資による権利は、このような経緯で取得したものである。したがって、万博機構への国の出資分は、国民共有の財産であり、万博機構が廃止される場合は、国は出資割合に応じた残余財産の分配を受けることが必要である。</p> <p>② 万博機構の存続を前提として提案されている、万博機構の土地の一部を包括的に管理・利用できる権限については、大阪府からの具体的な提案を見なければその意味するところは不明であるが、現行制度においては、万博機構は大阪府に対し、所有する土地の一部を貸付することは可能である。ただし、万博機構は、大阪府から適正な対価を受取る必要がある。</p>	公的資産・公共空間の活用	0043270	大阪府	大阪府	財務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070200	道路予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への転用制限の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずして補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を別に執行した場合は、及び各省各庁の長の定める期間を経過した場合は、この限りでない。	自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な転用については、公的資産の有効活用の観点から、届出制や事後承認、包括申請など最小限の事業関係の把握に留めるよう、局長選連に大幅な制限緩和と規定を設ける。	①現状 国庫補助金を得て取得した道路等の事業予定地は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適正法)」により、本来的目的以外への転用に関しては、各地方整備局長への事前承認申請が必要となっているが、暫定的転用(貸付収入を維持管理費に充当するなど)に対する規定がない。 ②問題点 暫定的転用については、局長選連に基づき、恒久的転用と同一の手続きが必要で、収束の半額返納のほか、独自の土壌条件を課せられるものもあり、積極的かつ積極的な活用を阻害している。 ③解決策 暫定的転用については、公的資産の有効活用の観点から、届出制や事後承認、包括申請など最小限の事業関係の把握に留めるよう、局長選連に大幅な制限緩和と規定を設ける。 ④効果 自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促し、賑わいづくりや、収入を道路整備、維持管理等の財源(目的内)として活用できる。	E	補助事業等により取得された財産は、補助金等が国民の貴重な税金等でまかなわれるものであることに鑑み、補助事業完了後も補助目的外に使用することを確保し、もって補助目的の達成が図られるよう、補助金等適正化法第22条により目的外的処分が制限されています。 ただし向來においては、補助金等の交付行政である各省各庁の長の承認を得ることにより、転用等の財産処分ができることとなっており、右承認に係る手続、基準、条件等の詳細については、補助金等の交付の目的や補助事業等の実施に照らして各省各庁において個別に定めることができます。	公的資産・公共空間の活用	0043290	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省	
070211	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	法人税法	-	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを考えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国際戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとは言いがたい。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ② 出展費用の税額控除(法人税)	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支障が必要を考慮いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政令において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の位置に関する基本方針」を定められた。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討が必要があると考えられます。	国際コンベンション都市の創出	0043301	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省
070220	国際見本市等へ持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和	関税法第62条の2、第62条の7(第43条、第45条、第61条の3の準用)、第100条、第101条	保税展示場とは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会、見本市など、公益性・公益性のある博覧会・見本市等において、外国貨物を展覧等することができる場所として税関長の許可を受けたものである。1. 保税展示場にある外国貨物が消失、滅失したときは、保税展示場の被許可者から関税を徴収する。 2. 保税展示場の被許可者は当該保税展示場にある外国貨物について帳簿を設け、品名、数量等の記帳を記載しなければならない。 3. 保税展示場の許可要件は、法令違反等がないこと、専ら自費等でないこと、資力十分、関税関係法令により課される負担に耐えられること等である。また、保税展示場の許可を受けた者は、保税展示場の運搬経路及び許可の期間並びに税関の事務の種類を基準として許可手数料を税関に納付しなければならない。	国際見本市等に持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和など、保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすいものとするため、運用要件等を緩和する。	①現状 海外からのサンプル持込には、1.保税展示場の場合は関税法62条の3(保税展示場)に入れる外国貨物に係る手続き)、2.展示会場が、保税展示場の許可を受けていない場合は、関税法第17条の9(1年以内(再輸出の条件付き輸入という手法)がある。また、3.出展する外国業者がATA carnetを取得していれば、展覧会等への出展物を保税納付や保証差入れなしで、保税の状態で一時的に日本国内に持ち込むことができる。 ②問題点 現状では保税展示場の数は限定されており、関税納付や保証差入れ等の手続きを伴う再輸出の条件付輸入や一定の担保が必要なATA carnetなどを利用せざるを得ない。 ③対応策 保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすいものとするため、運用要件などを緩和する。 1. 保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止、2. 保税展示場運営者の記帳義務の緩和、3. 保税展示場許可要件の緩和、4. 効果 保税展示場の整備を進めるとともに、国際的なコンベンション・見本市の出展者の利便性が向上し、開催数の増加が期待できる。	Z(保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止) G(保税展示場運営者の記帳義務の緩和及び保税展示場許可要件の緩和) F(保税展示場許可手数料)	保税展示場は、公益性・公益性のある博覧会・見本市等において、外国貨物の関税等を納付することなく展示等ができる場所であり、博覧会等を開催しようとする者からの申請に基づき、博覧会等の委員長が許可するものである。一般的には、博覧会等の開催の都度許可している。 本提案については、 1. 外国貨物が亡失等した場合の納税義務は、外国貨物が保税展示場に置かれている間に亡失等した場合、当該貨物が関税を納付しないまま国内に流通し、又は保税展示場で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、税負担の公平性を確保し関税を適正に徴収する観点から保税設置等の許可を受けた者に対し、関税の納付義務を課しており、これを撤廃することは適当でない。 2. 保税展示場の許可要件及び記帳義務については、保税展示場が関税等未納の外国貨物を展示等できる場所であることから、保税展示場における外国貨物の適正な管理を確保するために定めているものである。このため、これらの義務及び要件を緩和することは、保税展示場における適正な貨物管理に支障をきたすおそれがあり適当でないが、許可申請等の手続について見直し事項があれば提示したい。 3. 保税展示場の許可手数料については、貿易の振興又は国際的な文化交流の観点から開催される博覧会等の内容、主催者等を勘案して許可手数料を軽減できるものがあるかを検討する。具体的な検討に当たっては、博覧会等の内容、主催者、期間等の開催実績を調査した上で、法令改正等を必要とすることから、対応方針決定後、1年程度を目途に検討し、必要に応じ措置する。	国際コンベンション都市の創出	0043330	大阪府	大阪府	財務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 事 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070230	日本版レベニュー債制度の創設	法人税法	-	<p>・発行主体側の課題である道路等の公共インフラの整備主体として、民間の参入や民間資金の導入の制約を緩和する。</p> <p>・資金供給の円滑化の為、市場規律(格付けなどの事業性の評価・格付けなどの導入とともに負担割合、利益配分上の制約、租税負担などの緩和)が必要。</p>	<p>①現状 大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。</p> <p>②問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入がでない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債券が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあたり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担等緩和措置が必要。</p> <p>③解決策 公共施設と資金を直接的に対処させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的役割に充当する。また、民間参入をより促進するため、公共インフラ整備主体に出資する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかる配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、租税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を講じられた。</p> <p>④効果 財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、激化する都市間競争に対する競争性を確保する。</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるさと」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>	公共インフラの円滑な整備・更新	0043370	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省